# 資料 2

第2期川口市子ども・子育て支援事業計画の 中間見直しについて

(量の見込みと提供体制以外の主な変更箇所)

## 計画中間見直しの基本的な考え方

#### <計画中間見直しの背景>

本市では、令和2年3月に「第2期川口市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、すべて の子どもが健やかに成長することができるよう、子ども・子育て支援に関する施策を推進し ています。

本計画の計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間としていますが、計画期間中に大幅な法制度の改正や社会状況の大きな変化が生じた場合、必要に応じて計画を見直す場合があるとしています。

計画の中間年に際し、令和4年の児童福祉法改正により子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充を行うこととされたこと、少子化が想定より進行していること、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変容など様々な要因を踏まえ、計画の見直しを行います。

(本市の人口の推移)

(単位:人)

### <計画中間見直しの方向性>

計画の中間見直しは、主に次の2つの観点から行います。

(十二)>>(日->))正(>)				(+ i± . ) ()
	平成 31 年		令和4年	
	実績	推計	実績	実績-推計
0 歳	4, 696	4, 943	3, 974	-969
1~2歳	10, 027	9, 976	8, 689	-1, 287
3~5 歳	15, 427	14, 540	14, 145	-395
合計	30, 150	29, 459	26, 808	-2, 651

#### (1) 少子化及び生活様式の変容に伴うニーズの変化

計画策定時に行った人口推計と比較して現在の子どもの人口が大幅に下回っていること、生活様式の変容と相まって保育施設の利用ニーズが計画値を下回っていることなどを考慮し、主に実績値をもとに令和5・6年度の「教育・保育」や「乳児家庭全戸訪問事業」等の量の見込みと提供体制を見直します。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により今後の状況が十分に見通せないことから、令和5・6年度の子どもの人口推計の見直しは行わないこととしますが、推計と比較して出生数が特に大きく下回っていることから、妊娠・出産期に利用される事業については、実績値を基に必要な見直しを行います。

#### (2) 計画策定後の事業拡充・見直し

本市では、必要な支援を速やかに行う観点から、必要に応じて新規事業の実施及び既存事業の拡充・見直しを進めています。今回の中間見直しに際して、本計画の策定後に開始・拡充された事業を計画に位置付けるとともに、令和4年の児童福祉法改正により新たに市が行うこととされた事業のうち、現時点で開始に向けた方向性が定まっている事業を計画に位置付けます。

令和5年3月

# 3 計画の体系

基本理念

# みまもる目 つながる手 子どもとともに育つまち かわぐち

目標	施策の方向性	施策	
	(1)子育てと就労を安心して両立できる環境づく	①子育てと就労を安心して両立できる保 育環境の充実	
目標 1	り	②保育の質を高める取り組みの推進	
すべての家庭の安心で楽 しい「子育て」のために	(2)すべての家庭が楽しく	①子育ての喜びを支える相談支援の充実 (育児不安の軽減)	
【家庭支援】	子育てをするための支 援の充実	②子育てに関する学習と地域とつながる 機会の充実	
		③子育て家庭の経済的支援	
		①子どもと保護者の健康の確保・増進	
目標2	(1)心身の健やかな成長の 支援	②食育の推進	
すべての子どもの健やかで夢のある「子育ち」のた		③ヤングケアラーへの支援の充実	
めに【子ども支援】	(2)個性を伸長する教育と	①子どもの居場所づくりの拡充	
	次世代育成	②日本語学習の支援	
目標3	(1) 子育て・子育ち参加の	①市民が応援する子育て・子育ちの環境 づくり	
すべての市民が参加する	意識啓発と実践	②児童虐待防止対策の強化	
子育て・子育ちにやさしい 「まちづくり」のために	(0) # 5 + 100 5 + 2 - 2 + 2	①子育て家庭の状況に応じた支援	
【子育て環境づくり】	(2)様々な状況にある子育   て家庭への支援	②子どもの発達を支援する取り組み	
		③障害児への支援の充実	
	①認定こども園への移行促進		
重点項目	②公立保育所のあり方に関する基本方針		
<del>工</del> 术校口	③子ども家庭総合支援拠点の整備 ④放課後児童対策の推進(新・放課後子ども総合プラン)		
	⑤ヤングケアラーへの支援の充実		
·			

## ■施策の展開、主な事業

# ①子育ての喜びを支える相談支援の充実(育児不安の軽減)

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
		〇概要
		産婦・新生児訪問指導事業及びこんにちは赤ちゃん訪
		問事業で生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を
	乳児家庭全戸訪問事業	訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把
1	(子育て相談課・地域保	握を行います。
	健センター)	○今後の方向性
		訪問達成率100%を目指し、対象となる家庭をすべて
		訪問します。支援が必要な家庭については適切な事業に
		つなげます。
		〇概要
		養育支援が特に必要な家庭に対して、訪問支援員(保
	養育支援訪問事業	健師、ヘルパー等)が訪問し、養育に関する指導・助言
2	(子育て相談課・地域保	等を行います。
	健センター)	○今後の方向性
		養育支援が必要とされた家庭に対し、適切な養育を支
		援するため、引き続き本事業を実施します。
		〇概要
		妊娠・出産・育児、また子どもの心身の発達について
	ロフ芸明七海	支援が必要な家庭を対象に保健師等が訪問指導を行い
3	母子訪問指導   (地域の傑力)	ます。
	(地域保健センター) 	○今後の方向性
		訪問のニーズに即応できるように地区担当制で訪問
		指導を継続します。
		〇概要
【中間見直し(追加)】 4 産後ケア事業		出産後1年以内の母子に対して、宿泊型、通所型、居
	【中間見直し(追加)】	宅訪問型(早期型・一般型)の心身のケアや育児のサポ
	産後ケア事業	ートを行います。
	(地域保健センター)	○今後の方向性
		産後も安心して子育てができるよう、引き続き本事業
		を実施します。

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
9	【中間見直し(追加)】 子育て世帯訪問支援事業 (子育て支援課・子育て 相談課)	○概要 家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、 好産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとと もに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭が抱える不安の解消を図ります。 ○今後の方向性 令和5年4月から、ヤングケアラーがいる家庭への事業を開始し、その他の家庭については、令和6年4月の 改正児童福祉法の施行に向けて、制度の詳細を検討します。
10	【中間見直し(追加)】 出産・子育て応援事業 (地域保健センター)	○概要 孤立感、不安感を抱く妊婦・子育て家庭を支援するため、経済的支援と併せ、妊娠中から妊産婦に寄り添い、出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援事業を実施します。 ○今後の方向性 引き続き、事業を推進します。

# ②子育てに関する学習と地域とつながる機会の充実

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
1	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援課・青少年 対策室)	○概要 地域における子育て家庭を対象として、子育てについての相談、情報提供、助言等を行うことや、子育て家庭の交流の場の提供を通じて、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子ども達の健やかな育ちの促進を支援します。 ○今後の方向性 地域の子育て支援機能の充実に努めます。

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
6	子育て支援総合コーディ ネート事業 (子育て支援課)	○概要 関係機関や地域子育て支援拠点等との連携の強化や、 子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図ります。また、子育てサポーターを養成します。 ○今後の方向性 関係機関との連絡・連携の強化を図ります。
7	【中間見直し(追加)】 出産・子育て応援事業 【再掲】 (地域保健センター)	○概要 孤立感、不安感を抱く妊婦・子育て家庭を支援するため、経済的支援と併せ、妊娠中から妊産婦に寄り添い、出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援事業を実施します。 ○今後の方向性 引き続き、事業を推進します。

# ③子育て家庭の経済的支援

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
1	【中間見直し】 赤ちゃんにっこり応援事業 (子育て支援課)	○概要 1歳未満の乳児を養育する保護者に対し、所得制限な く「赤ちゃんにっこり応援金」を支給します。 ○今後の方向性 多くの人が助成を受けられるよう制度を周知し、保護 者の経済的な負担を軽減します。
2	子ども医療費支給事業 (子育て支援課)	○概要     各種医療保険に加入している中学校修了前までの児童を養育している保護者に対し、児童が医療機関にかかった時の保険医療の自己負担分を支給します。     ○今後の方向性     利便性の向上を図りつつ、引き続き事業を推進します。

## 目標2 すべての子どもの健やかで夢のある「子育ち」のために【子ども支援】

## (1) 心身の健やかな成長の支援

子どもと保護者にとって心身の健康は充実した生活の基本です。しかし、近年、子育て中の保護者が家庭や地域で孤立するケースが増えているため、子どもと保護者の心身の健康に生じる問題を早期に発見・対応する必要性が高まっています。

妊娠・出産・育児と続く時間軸の中で、母子健康手帳の交付から各種健康診査、予防接種等を通じて、子どもの成長と保護者の健康増進を継続的に支えます。

「食」を通じて心身の健全育成、豊かな人間性の形成、家族関係づくりがなされるよう、乳幼児期に望ましい食習慣の定着を図る食育を推進します。

子どもが子どもらしく健やかに成長することができるよう、ヤングケアラーへの支援 に取り組んでいきます。

## ■第1期計画の主な取り組みと課題

- 妊娠・出産・子育て期を通じて切れ目ない支援体制を構築するため、子育て世代包括支援 センター事業を実施する保健ステーションの拡充に努めます。
- 乳幼児健診では、個別通知送付後に、再度受診勧奨通知を送ることで未受診者を減らすよう、努めています。また、未受診者には、子どもの発達や生活の様子を把握するためのアンケートを送付し、必要時に保健師による電話での聞き取りや家庭訪問を実施することで育児状況や子どもの発育発達を確認しています。
- 平成 30 年度から予防接種のスケジュール管理や教室の申し込みができる予防接種モバイルシステム(わくわくワクチン)を導入しました。また、市独自におたふくかぜの予防接種費用の一部助成を開始しました。
- 乳幼児の保護者に対して必要な栄養の知識を普及しています。保育所においては、子ど もの発育・発達に必要な栄養を考慮した献立を立てる他、食物への関心を高め、食の大切 さや食への感謝を学ぶための機会を設けています。

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
		〇概要
		子ども達の発育・発達に必要な栄養を考慮した献立を
		作成し、給食を提供します。展示食を行う等、情報提供
	保育所における食育の推	に努めています。日々の給食を通して、バランスの良い
4	進	食習慣を身に付けさせます。給食において、季節ごとの
	(保育運営課)	旬の食材を取り入れ、食物への興味関心を高めるように
		します。
		○今後の方向性
		今後も引き続き食育の推進を図ります。

#### ③ヤングケアラーへの支援の充実 番号 事業概要と今後の方向性 事業名 〇概要 【中間見直し(追加)】 ヤングケアラー本人やその家族、関係機関からの相談 ヤングケアラー相談専用 に、ヤングケアラー・コーディネーターが対応します。 1 ダイヤル 〇今後の方向性 (子育て相談課) 令和5年4月から事業を実施します。 〇概要 家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、 妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支 【中間見直し(追加)】 援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとと 子育て世帯訪問支援事業 もに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭 2 【再掲】 が抱える不安の解消を図ります。 (子育て支援課・子育て 〇今後の方向性 令和5年4月から、ヤングケアラーがいる家庭への事 相談課) 業を開始し、その他の家庭については、令和6年4月の 改正児童福祉法の施行に向けて、制度の詳細を検討しま す。 〇概要 【中間見直し(追加)】 経済的負担を抱えるヤングケアラーに対し、支援金を ヤングケアラー支援金事 3 支給します。 業 ○今後の方向性 (子育て相談課) 令和5年4月から事業を実施します。

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
10	母子生活支援施設 (子育て相談課)	○概要 母子保護及び自立促進に向けた生活を支援する必要 がある配偶者のいない女子とその児童について、母子生 活支援施設への入所を図ることにより、母子家庭の自立 に向けた支援を行います。 ○今後の方向性 今後も、母子家庭の自立に向け必要な支援が実施でき
		るよう検討します。
11	【中間見直し (追加)】 養育費確保支援事業 (子育て支援課)	○概要 養育費の取り決めについて、公正証書等を作成した場合や保証会社と保証契約を締結した場合に補助金を交付します。 ○今後の方向性 引き続き事業を推進します。

# ②子どもの発達を支援する取り組み

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
		〇概要
		保育所・幼稚園等を訪問し、保育士等に発達に特性の
	【中間見直し】	ある子どもやその保護者への支援について助言及び指
1	子どもの発達支援訪問事	導等を行います。また、必要に応じて保護者への助言及
'	業	び指導等を行います。
	(子育て相談課)	〇今後の方向性
		令和2年度の子ども発達相談センター開所により事
		業を拡充しました。今後も継続して事業を実施します。
		〇概要
		保育士や社会福祉士等の専門知識を有する者が、当該
	【中間見直し】	児童及び保護者に対し、来所面接や家庭訪問により助言
2	発達障害児等支援事業	指導を行います。
	(子育て相談課)	○今後の方向性
		令和2年度に開所した子ども発達相談センターにお
		いて、切れ目のない支援を実施します。

## (2) 公立保育所のあり方に関する基本方針 [中間見直し]

#### 【概要】

近年、子どもや子育て家庭を取り巻く状況は変化し、子育てに不安や悩みを抱える保護者の増加、養育力の低下、児童虐待相談対応件数の増加、特別な支援が必要な子どもの増加等、保育所に求められる役割は大きくなっています。

また、民間保育所の整備の推進に伴い、本市の保育行政に占める民間施設の割合が急激に増加していることから、保育の質の確保が急務となっています。

一方で、公立保育所において、施設の老朽化が進行している中で、着実に施設の再整備を 進めていく必要があります。

そこで、公立保育所の再構築や、新たな役割についての基本的な考え方を整理するとともに、地域の子育て支援や民間保育所等との連携強化等、本市の保育施策のさらなる推進を図ることを目的として「公立保育所のあり方に関する基本方針」を策定しました。(本テーマにおける「公立保育所」とは、川口市が直接運営する保育所で、公設公営保育所を指します。)

子育て世代の育児不安の解消と養育力向上のための「子育て支援拠点としての役割」や、 養育支援強化や障害児保育に取り組む「セーフティネット機能の役割」、将来の保育需要に 対応した「保育需要の弾力的受け皿としての役割」、民間保育所等と連携し保育施設全体の 保育の質の維持・向上を図る「保育の質の充実に向けた地域の中心的役割」等、公立保育所 が新たに担うべき役割について位置づけました。

公立保育所については役割の強化を図るとともに、地域の中心的役割を担っていく基幹となる保育所を整備します。その上で、川口市公共施設等総合管理計画の個別施設計画等に応じた施設の更新、改修等を進めます。

また、施設の更新と併せて、保育需要の弾力的受け皿として地域の需要を勘案しつつ、公立保育所の定員調整、再編統合や民間活力の導入を進めるなど、公立保育所の再構築を図ります。

## (5) ヤングケアラーへの支援の充実 [中間見直し(追加)]

#### 【概要】

ヤングケアラーとは、法律上の定義はありませんが、「本来は大人がやるべき家事や家族の世話を日常的に行っている 18 歳未満の子ども」のことを指します。ヤングケアラーの中には、勉強、部活動、友達との遊びなど自分の自由な時間が持てず、子どもの育つ権利が守られていない子どももいることから、ヤングケアラーに対する支援が求められています。

埼玉県では、令和2年3月、ヤングケアラーの支援を含む「ケアラー支援条例」を全国ではじめて制定しました。また、国においては、令和4年度から令和6年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、社会全体の認知度を調査するとともに、中高生の認知度5割にすることを掲げています。

本市では、令和4年10月から11月にかけて、市立小学校の5・6年生、市立中学校、市立高等学校に通う生徒と市立小・中・高等学校の教職員を対象に、本市におけるヤングケアラーの実態と必要な支援を把握するため、学校や家庭での生活の中で抱えている悩みや困りごとに関する調査を実施しました。

全ての子どもが子どもらしく健やかに成長することができるよう、ヤングケアラーとその 家族を支えるための事業を実施していきます。併せて、ヤングケアラー支援にあたっては、 子どもと関わる支援者のみならず、当事者となる可能性がある子ども自身が、ヤングケアラーについて知ることも必要であることから、理解促進に努めていきます。

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
		〇概要
ı	【中間見直し(追加)】	児童扶養手当受給者の個々の状況やニーズに対応し
6	母子・父子自立支援プロ	た自立支援プログラムを策定し、就業や自立に向けて支
O	グラム策定事業	援を行います。
ı	(子育て支援課)	〇今後の方向性
		引き続き事業を推進します。

# ②生活を下支えするための経済的支援

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
1	児童扶養手当支給事業(子育て支援課)	〇概要
		離婚・死亡等で父または母のいない家庭や父または母
		に一定の障害がある家庭等において、18歳に達した最
		初の3月31日までの児童(児童に一定の障害がある場
		合は20歳未満まで)を養育している人を対象に手当を
		支給します。
		○今後の方向性
		国の制度に基づき引き続き事業を推進します。
2	ひとり親家庭等医療費支 給事業 (子育て支援課)	〇概要
		18歳に達した最初の3月31日までの児童(児童に一
		定の障害がある場合20歳未満まで)を養育している母
		(父)子家庭等の子どもとその父母、養育者に対し、医
		療機関にかかった時の保険医療の自己負担分を支給し
		ます。
		○今後の方向性
		引き続き事業を推進します。
3	母子父子寡婦福祉資金貸付事業【再掲】 (子育て支援課)	〇概要
		ひとり親家庭の母や父等を対象に、経済的自立の助成
		や扶養する子の福祉の増進に資するため、必要となる資
		金の貸付を行います。
		○今後の方向性
		扶養する子の進学等に関する資金の相談が多いため、
		必要となる資金について相談者とともに考え、自立に向
		けた支援を行えるように対応します。